

Gマークステッカー購入助成金交付要綱

一般社団法人 宮崎県トラック協会

制定 令和7年3月26日

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という。）がGマークステッカーを積極的に貼付した会員事業者に対し助成を行う事により、Gマークの普及とPRを広く周知することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、安全性評価事業において認定を受けている宮崎県内の事業所とする。但し、会費の滞納している事業者は除外する。

(助成金の額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が助成申請期間にステッカーを購入した場合、1事業所につき購入費用(税抜)の2分の1の額（上限5,000円）とする。

(交付申請)

第4条 会員事業所は、様式1「Gマークステッカー購入助成金交付申請書」により、Gマーク認定証(写)、請求書(写)または領収証(写)を添付し申請を行うものとする。また、助成申請期間は令和7年4月1日から令和8年3月20日とする。

(助成金の交付決定通知と交付)

第5条 宮ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは交付決定を行った上で、交付決定通知書により会員に通知する。その交付決定通知後、会員事業者へ助成金を交付するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は宮ト協が別に定める。

附則

本要綱は令和7年4月1日から適用する。